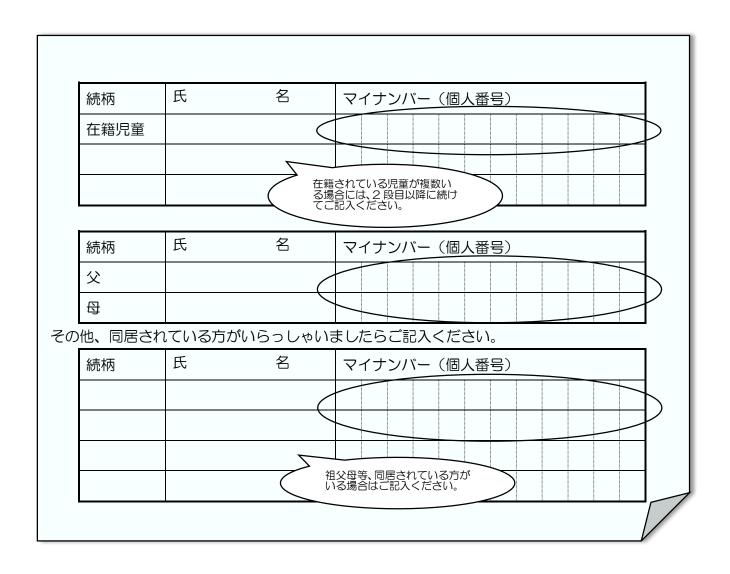
# マイナンバー(個人番号)記入のお願い

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」の施行に伴い、平成30年7月から他の自治体からの税額情報の取得が可能になりました。

マイナンバーの提供に御同意いただける場合は、個人番号記入用紙に、在籍されている児童、保護者及び同居されている方のマイナンバーをご記入いただき市役所保育課窓口までお持ちください。併せて、裏面に記載している番号確認書類と窓口にお越しいただく方の身元を確認できる書類をお持ちください。



# ≪本人確認に必要な書類等≫

本人確認には次の書類等を窓口で提示していただきます。

## 番号確認書類(次のうちの1つ)

- ・個人番号カード
- ・個人番号通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたもの)

#### 身元確認書類

顔写真付きの公的証明書(1つ必要)

- ・個人番号カード
- 運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたもの)
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ・旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書
- ・官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって氏名・住所 もしくは生年月日が記載され写真の表示等の措置が施されているもの

# 顔写真なしの公的証明書(2つ必要)

- 公的医療保険の被保険者証、介護保険被保険者証、国家公務員共済又は地方 公 務員共済の組合員証、私立学校教職員共済の加入者証、国民年金手帳
- 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- その他官公署等から発行された書類であって氏名・住所もしくは生年月日が記載されているもの

※個人番号カードがあれば、番号確認と身元確認を1枚で行うことができます。

## ≪窓口で申込書を提出するとき≫

- 1. 申込書に記入した家族全員の個人番号を記載して保育課窓口で提出
- 2. 申込書に記入した<u>申込者</u>の個人番号の確認を行います。 ≫申込書に記入されている申込者の方の「番号確認書類」を提示
- 3. 申込書の<u>提出者(代理人を含む)</u>の身元の確認を行います。 >申込書の提出者の方の「身元確認書類」を掲示

窓口に来られる方が代理人(申請者とは別の方)の場合は、「委任状」の提出をお願いします。

御不明な点は小田原市保育課(33-1451)までお問い合わせください。